

旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分に係る
処分車両数及び処分期間の配分基準

北自自第189号の2
北技保第322号の2
平成21年9月30日
一部改正 平成23年3月30日
一部改正 平成25年10月24日
一部改正 平成28年11月22日
一部改正 平成30年4月9日

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成25年10月24日付け北海道運輸局公示第43号)及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月30日付け北海道運輸局公示第56号)に基づく自動車等の使用停止処分を行う場合の処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分の決定等は、原則として下記により行うものとする。

記

1. 使用停止日車数基準表

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業

処分日車数	処分対象営業所の事業用自動車数(両)				
	1~10両	11~30両	31~60両	61~100両	101両~
30日車まで	1両	1両	1両	1両	1両
31~60日車	1両	1両	2両	2両	2両
61~100日車	1両	2両	2両	3両	3両
101~300日車	1両	2両	3両	4両	5両
301~500日車	2両	2両	3両	5両	6両

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業

処分日車数	処分対象営業所の事業用自動車数(両)				
	1~10両	11~30両	31~60両	61~100両	101両~
30日車まで	1両	1両	1両	1両	1両
31~60日車	1両	2両	2両	3両	3両
61~100日車	1両	2両	3両	5両	5両
101~300日車	2両	3両	5両	8両	10両
301~500日車	3両	3両	5両	10両	15両

2. 停止対象の車両の決定基準

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業については、次の①、②、③、④の順に該当する車両を指定するものとする。

- ① 違反事業者の違反営業所等の違反車両
- ② 違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両
(初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。)
- ③ 違反事業者の違反営業所等の違反車両と乗車定員が同一の車両
(乗車定員が同一の車両が複数ある場合は、初度登録年月が新しい順とする。)
- ④ 違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両
(初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。)

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業については、次の①、②、③、④の順に該当する車両を指定するものとする。

- ① 違反事業者の違反営業所等の違反車両
- ② 違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両 (④の車両を除く。)
- ③ 違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両 (④の車両を除く。)
- ④ 違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、特種需要に対応する車両

3. 使用停止処分にあたっての留意事項

(1) 上記1. 使用停止日車数基準表の処分日車数と処分対象営業所の事業用自動車数に対応した車両数 (以下「処分車両数」という。) は、処分する車両数の最低車両数を示す。なお、処分対象営業所の事業用自動車の数が5両以下の場合、処分車両数は1両とする。

(2) 最低車両数以上の処分車両数とする場合における1両当りの処分期間は、少なくとも10日以上とする。(遊休車両数を考慮する場合を含む。)

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業については、遊休車両数がある場合、上記使用停止日車数基準表に基づき算出された処分車両数に、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月29日付け北自旅二第339-3号、北自自第181-4号、北技保第311-4号) I 3. (2) により算出された遊休車両数を加えたものを処分車両数とする。

ただし、1両当たりの処分期間が10日未満となる場合は、この限りではない。

(4) 処分日車数の処分車両数に応じた処分期間への配分は、原則として、均一に配分(処分日車数を処分車両数で除して得た整数の日数を配分)することとし、端数処理については、処分車両のうちの1両をもって調整するものとする。

(5) 処分車両数が処分対象営業所の配置車両数を超える場合は、事業者に所属する事業用自動車を処分車両に加えることができるものとする。

- (6) 処分日車数を処分車両数で除した場合の処分期間が6月を超えることとなる場合は、処分期間が6月以内となるよう処分車両数で調整するものとする。
- (7) 停止対象の車両については、原則として、処分期間中に自動車検査証の有効期間が満了するものではない車両とすること等、処分の実効性の確保に努めることとする。
- (8) 使用停止処分にあたっては、上記1. 使用停止日車数基準表を基本に、利用者への影響を考慮のうえ決定するものとする。

附 則

1. 本取扱いは、平成21年10月1日から適用する。
2. 本取扱いの適用前の違反行為については、従前の取扱いによるものとする。
3. 平成15年9月25日付け「旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分に係る処分日車数の配分基準について」は、平成21年9月30日限りで廃止する。

附 則（平成23年3月30日付け北自自第474号、北技保第476号）

1. 本取扱いは、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年10月24日付け北自自第247号、北技保第251号）

1. 本取扱いは、平成25年11月1日から適用する。

附 則（平成28年11月22日付け北自自第282号、北技保第361号）

1. 本取扱いは、平成28年12月1日から適用する。
2. 「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月22日付け、北海道運輸局公示第52号）附則2. により行われた行政処分については、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月9日付け北自自第12号、北技保第12号）

1. 本取扱いは、平成30年4月9日から適用する。